

(平成25年1月30日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認釧路地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	2 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	2 件
厚生年金関係	2 件

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和55年7月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和28年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年7月

申立期間の保険料は、結婚後に夫が役場で1か月分納付した。結婚後は申立期間以外に未納期間は無く、この期間だけが納付したにもかかわらず未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間は1か月と短期間である上、申立人は昭和55年7月に厚生年金保険被保険者資格を喪失した後、再度厚生年金保険被保険者となった平成19年7月までの間の国民年金保険料は申立期間を除いて全て納付済みであり、オンライン記録によると、このほかにも国民年金への切替手続を適切に行っていることが確認できることから、申立人の保険料の納付意識は高かったものと推察され、申立期間のみが未納となっているのは不自然である。

また、申立人の保険料を納付していたとする申立人の夫は、申立期間を含む20歳から60歳までの40年間の保険料を全て納付済みであり、申立人と同様に納付意識は高かったものと考えられ、申立人の申立期間の保険料を納付しなかったとは考え難い。

その他の事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 1 月 1 日から 43 年 2 月 21 日まで

厚生年金保険の加入期間について年金事務所に照会したところ、申立期間について脱退手当金が支給済みであるとの回答を得た。

A社を退職した時には脱退手当金という制度があることを知っていたが、受け取らないことにし、厚生年金保険被保険者証の交付を受けた。その後、平成 12 年まで社会保険事務所に行ったことが無く、請求した覚えも受給した覚えも無いので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が所持している厚生年金保険被保険者証は、旧姓で発行されており、再交付の押印が無く、申立期間に係る事業所で厚生年金保険に加入した際に発行されたものと考えられるところ、脱退手当金を支給した場合、当時の事務処理において、厚生年金保険被保険者証に脱退手当金を支給した旨の「脱」表示をすることとされていたが、当該厚生年金保険被保険者証にはその表示が無い。

また、申立期間に係る申立人の厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿の氏名は、昭和 47 年 9 月 4 日まで変更処理がなされておらず、申立人の脱退手当金は同年 8 月 31 日に支給決定されたこととなっていることを踏まえると、申立期間の脱退手当金は旧姓で請求されたものと考えられるが、申立人は 43 年 4 月 \* 日に結婚し改姓していることから、申立人が脱退手当金を請求したとは考え難い。

さらに、申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者

資格喪失日から約4年7か月後の昭和47年9月13日に支給されたこととなっており、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 4 月 30 日から同年 10 月 1 日まで

A社に昭和 34 年 3 月 16 日から 39 年 10 月 1 日まで勤務していたが、同年 4 月 30 日で厚生年金保険の被保険者資格を喪失しているのは納得できない。

勤務期間中に受けた医療過誤による障害を治療するため、申立期間はB地域で生活していたが、給料をもらって社会保険に加入していなければ生活費や医療費も払えなかったはずであり、そのことから資格期間が切れていることはおかしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が、「医療過誤による障害の治療のため、昭和 39 年 3 月から B 地域に転居し、申立期間はそのまま B 地域で生活していた。」と供述していることから判断すると、申立人は、申立期間において A 社に勤務していなかったものと認められる。

また、申立人は、「申立期間においても、A社の社長の好意で、同社から給料をもらい、社会保険料も控除されていた。」と供述しているが、医療過誤を起こしたとする病院の元事務長は、「申立期間については、申立人に対する償いのため、理事長の指示で申立人の医療費と生活費を負担していた。また、申立人を、病院の関係者である別の会社にリハビリを兼ねて紹介しており、申立人はそこでアルバイト代ももらっていたので、生活には困っていなかったと思う。」と供述しており、申立人は、申立期間において、当該事業所から給与の支給を受けておらず、社会保険料も控除されていなかったことがうかがえる。

さらに、申立人は、「昭和 39 年 6 月から B 地域にある別の会社でリハビリを兼ねて働いており、そのことは A 社にも話した。」と供述しており、そのよう

な状況で当該事業所が申立人に給与を支給し、厚生年金保険料を控除することは考え難い。

加えて、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿により、申立期間当時、厚生年金保険の被保険者であったことが確認でき、生存及び所在が確認できた者 11 人に照会したところ、回答が得られた 9 人は、いずれも「申立人が勤務していたのは覚えているが、いつ退職したかは覚えていない。給料の支給についても不明。」と供述しており、申立人が申立期間において当該事業所に勤務していたことを裏付ける供述は得られなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 21 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 4 月 13 日から 37 年 12 月 25 日まで  
② 昭和 38 年 2 月 1 日から 41 年 2 月 1 日まで  
③ 昭和 41 年 2 月 5 日から 45 年 3 月 30 日まで

厚生年金保険の加入期間について年金事務所に照会したところ、申立期間についての加入記録が無いとの回答を得た。

申立期間①はA(株)に、申立期間②はB(株)に、申立期間③はC(株)にそれぞれ継続して勤務していたはずであり、国の記録は実際に勤務していた期間と相違している。

また、厚生年金保険料は給与から控除されていたはずなので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、少なくとも1年以上はA(株)に勤務していたとしているが、同社から提出のあった健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届及び資格喪失届(写)の記載により、同社が申立人の厚生年金保険被保険者資格について昭和36年3月21日に取得、同年4月13日に喪失したことを社会保険事務所(当時)に届け出たことが確認でき、これは、申立人の同社における健康保険厚生年金保険被保険者原票(以下「被保険者原票」という。)の記録及びオンライン記録の被保険者資格取得日及び喪失日と一致している。

また、申立人が名前を挙げた同僚及び申立期間①当時に当該事業所で厚生年金保険の被保険者記録のある者13人に照会したところ12人から回答があり、そのうち1人は、「申立人とは同期入社だったが、いつ頃辞めたかについては記憶が無い。1年はいなかったと思う。」と供述しているほか、他

の者は、いずれも「申立人の名前には記憶は無い。」と供述しており、申立人が申立期間①において当該事業所に勤務していたことを裏付ける供述は得られなかった。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 2 申立期間②について、申立人は申立期間①のA(株)を退社後、間をおかずにすぐにB(株)へ入社し、昭和41年1月まで勤務していたと供述しているが、同社の後継事業所であるD(株)に照会したところ、「当時の資料は残っていない。」との回答を得ており、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、申立人が名前を挙げた同僚及び申立期間②当時にB(株)で厚生年金保険の被保険者記録のある者15人に照会したところ11人から回答があり、このうち申立人を知っているとする3人は、いずれも「申立人の勤務期間は分からない。」と供述しているほか、他の7人は、いずれも申立人を知らないと供述しており、これらの者から、申立人が申立期間②において同社に勤務していたことを裏付ける供述は得られなかった。

一方、当該11人のうち他の1人は、申立人が昭和39年3月まで当該事業所に勤務していた旨の供述を行っているが、社会保険事務所の記録によれば、申立人は、当該時点において既にC(株)(申立期間③の申立事業所)で厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる。

さらに、雇用保険の被保険者記録においても、申立人の申立期間②における当該事業所の加入記録は無い。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 申立期間③について、申立人は申立期間②のB(株)を退社後、すぐにC(株)へ入社し、昭和45年3月まで勤務していたと供述しているが、同社に照会したところ、「当時の資料は廃棄済みである。」との回答を得ており、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、申立人が名前を挙げた同僚及び申立期間③当時に当該事業所で厚生年金保険の被保険者記録のある者16人に照会したところ14人から回答があり、このうち2人は、申立人が、当該事業所に係る被保険者原票により、被保険者資格を取得したことが確認できる昭和39年1月に入社したことを裏付ける供述を行っている上、このうち1人及び他の1人は、「申立人はそれほど長くは勤務していなかった。」と供述している一方で、他の11人は、いずれも「申立人の勤務期間はよく分からない。」又は「申立人について記憶が無い。」と供述しており、申立人が申立期間③において当該事業所に勤務していたことを裏付ける供述は得られなかった。

さらに、雇用保険の被保険者記録においても、申立人の申立期間③における当該事業所の加入記録は無い。

このほか、申立人の申立期間③における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 4 これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。